

# ほうふっ子応援協議会補助金交付要綱

令和6年5月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの健やかな成長のため切れ目ない施策の推進を目的とした、ほうふっ子応援協議会(以下「協議会」という。)の実施する事業に係る補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、防府市長(以下「市長」という。)が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、当該補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 協議会は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 協議会は、補助金の交付を受けたときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、または交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(第3号様式)

式)に、実施事業に関する資料及び決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知する。

2 市長は、協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(関係書類の整備)

第8条 協議会は、補助金の交付を受けた当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

第1号様式（3条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

ほうふっ子応援協議会

代表者

ほうふっ子応援協議会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて下記により補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

第 2 号様式（4 条関係）

指令 第 号  
年 月 日

ほうふっ子応援協議会補助金交付決定通知書

ほうふっ子応援協議会  
代表者 様

防府市長

年 月 日付けで申請のあった、ほうふっ子応援協議会補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、ほうふっ子応援協議会補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（6条関係）

補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

ほうふっ子応援協議会

会長

年 月 日付け、第 号の交付決定通知に基づき、事業を実施したので、ほうふっ子応援協議会補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。